

～避難行動要支援者の避難支援制度～



# 避難支援プランを 作成しましょう！

市では、災害が起こったとき、高齢者や障害のある方などが、誰とどのようにして避難するかをあらかじめ家族や地域の方と話し合い、地域ぐるみによる避難支援計画「避難支援プラン」として作成する取組みを進めています。



## 災害のとき、安全に避難できますか？

「自分で(家族で)できること」は？

「支援してほしいこと」は？



**支援してほしいことを  
伝えましょう！**

下記に該当する在宅の方で、家族の支援だけでは避難することが難しい、家族の支援を受けられないなど、地域ぐるみによる避難支援を希望される方は、「避難支援プラン（様式）」に、緊急連絡先などの個人情報を記入し、自主防災組織などへの情報提供に同意の上、自主防災組織又は自治会と話し合って、支援者や支援内容などを記入してください。記入が済みましたら、自主防災組織代表者又は区長に提出してください。

- (1) 65歳以上のひとり暮らしの方
- (2) 70歳以上のみの世帯の方
- (3) 要介護3以上の認定を受けている方
- (4) 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- (5) 特定医療費(指定難病)受給者で、人工呼吸器又は気管切開を行っている方及び重症認定患者
- (6) その他、支援を必要としている方

- 例) ・移動が困難な方(車椅子・杖・補そう具を使用している方、妊産婦、乳幼児など)  
・情報を入手したり、発信したりすることが難しい方(耳が聞こえづらい方など)  
・声掛けを必要としている方(日中独居、日本語がわからない外国人など)

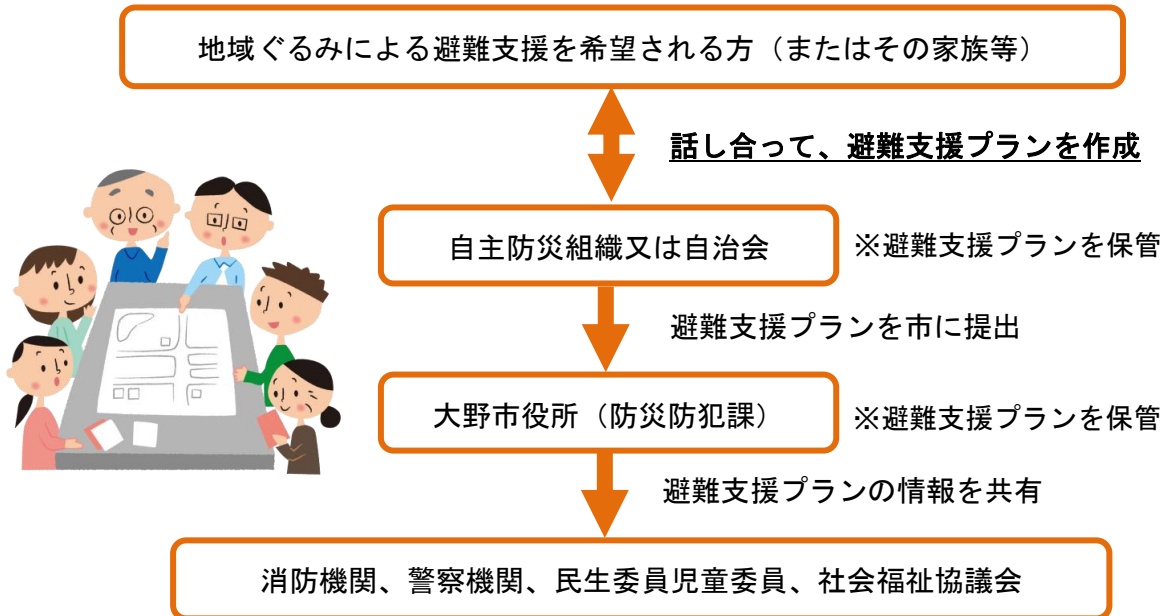


※ 在宅の方を対象としており、施設・病院などへの長期入所、入院の方を除きます。

## ■避難支援プランの情報の共有について

自主防災組織又は自治会などの避難支援関係者は、平常時には避難支援プランを厳重に保管し、災害時には避難支援プランを活用して避難支援に努めます。

また、記載されている情報の更新や支援体制の整備、火災時の救出等に役立てるため、市役所、消防機関、警察機関、民生委員児童委員、社会福祉協議会が避難支援プランの情報を共有します。



## ■代理人による手続き

本人が手続きできない場合は、本人の承諾を得て、家族等（配偶者、扶養義務者、保護者等）が代理人として手続きできます。

## ■避難支援プランの更新

緊急連絡先や、支援の内容を適切に反映するため、市は、年1回、自主防災組織又は自治会を通じて内容の点検を呼びかけますので、その際、必要に応じて記載内容を修正してください。

## ■個人情報の取扱いについて

自主防災組織又は自治会の代表者が避難支援プランの作成を目的として、対象となる方の個人情報を保管することは認められています。また、避難支援プランに記載された個人情報は、大野市個人情報保護条例に基づき、本人又は代理人の同意を得た上で取り扱われます。

## ■お願い

この取組みは、地域の助け合い（共助）により、少しでも災害時の被害を減らそうとするもので、災害の状況などによっては、必ず支援を受けられるとは限りません。また、支援する方の安全が確保できる範囲で行われるものであり、責任を負うものではありません。

**支援を希望される方ご自身（ご家族）も、自分の身は自分で守るという意識を持って、住まいの安全対策、非常持ち出し品の用意など、自分でできることをして備えておきましょう。**

また、普段から積極的に周囲の方とコミュニケーションを取ったり、避難訓練へ参加するなど、心がけましょう。



### お問い合わせ先

〒912-8666 大野市天神町1番1号  
大野市企画総務部 防災防犯課  
電話 0779-64-4800  
ファクシミリ 0779-66-7708